

検証シンポジウム 「関西生コン事件」を考える

次 第

	15日東京	16日大阪
司会	平和フォーラム事務局長 勝島一博	平和フォーラム共同代表 藤本泰成
主催者あいさつ	ルポライター 鎌田 慧	評論家 佐高 信
弁護士報告	弁護士 小田幸児	弁護士 位田 浩
パネルディスカッション		
コーディネーター	弁護士 海渡雄一	弁護士 海渡雄一
パネリスト	労働法学者/元中央大学教授 毛塚勝利 青山学院大学教授 申 恵丰 ジャーナリスト 安田浩一	立命館大学名誉教授 吉田美喜夫 青山学院大学 申 恵丰 ジャーナリスト 竹信三恵子

2020年2月15日（土）13：30～16：30 東京・田町交通ビル 6階ホール

2020年2月16日（日）13：30～16：30 大阪・阿倍野市民学習センター 講堂

主催 関西生コンを支援する会

検証シンポジウム 「関西生コン事件」を考える

資 料

- p 1 小田幸児（弁護士）
「関生支部に対する不当弾圧の概要と刑事手続の問題点」
- p 3 位田 浩（弁護士）
「関生支部に対する不当弾圧の現状（概要）」
- p 5 毛塚勝利（労働法学的研究者・元中央大学教授）
「関西生コン事件にみる労働基本権の危機と労働法学の課題」
- p 6 吉田美喜夫（立命館大学）
「労働法学から見た関西生コン支部事件」
- p 7 申惠丰（青山学院大学）
「国際人権法の観点からみた関西生コン事件」
- p 15 竹信三恵子（ジャーナリスト）
「関西生コン事件とメディア」
- p 18 海渡雄一（弁護士/関西生コンを支援する会）
「スト権否認の歴史と生コン支部弾圧の歴史的位相」
～いま、労働組合の存在意義はなにか～

関生支部に対する不当弾圧の概要と刑事手続の問題点

弁護士 小田幸児

第1 関生支部の組合活動の特徴

1 産業別（業種別）労働組合

- ①生コン関連産業で働く労働者（主にミキサー運転手）が個人加盟をしている。
- ②使用者との交渉単位は関生支部となる。
- ③春闘における労使交渉は各企業が参加する集団交渉で行う。
- ④争議行為は生コン産業全体に及ぶこともある。

2 一面闘争と一面共闘（生コン産業政策運動）

- ①生コン業者は中小零細企業が多く経営基盤がぜい弱。大手セメントメーカーとゼネコンに挟まれている。業者間の過当競争のため、生コンの値引き販売を強いられ、経営が悪化。生コンやバラセメントの輸送運賃も下がる。労働者の雇用や労働条件の劣化に直結する。
- ②生コン業者や輸送会社に対して中小企業協同組合への結集と共同受注・共同販売体制の確立を働きかける。ゼネコンと対等取引をできることで適正な生コン価格を収受。生コン業者の経営安定により輸送運賃の引上げも実現。→労働者の賃上げ原資が確保できる。
- ③生コンの安売りをするアウト業者（協同組合に加盟しない業者）への競争制限が必要となる。

3 団体行動ができる団結力

- ①各種要求を掲げたストライキ（業務の正常な運営を阻害する争議行為）
- ②工事現場におけるコンプライアンス啓蒙活動や情宣活動（街宣やビラまき）
- ③不当労働行為に対する謝罪要求や抗議行動（街宣やビラまき）

第2 関生支部不当弾圧の実態

事件の概要等は別紙連帯労組事件一覧表参照

1 超長期拘留、外界との遮断と分断

委員長は6回、A副委員長は7回逮捕、勾留。付接見禁止、すでに約530日の勾留

2 勾留の目的逸脱、及び身体拘束を利用した取調べ

- (1) 自白強要(捜査機関側の視点に基づく事案の説明)と不当労働行為的取調べ
外界や組合との分断、孤立化、その間の取調べにおける組合脱退懲罰、他の共犯者の誹謗中傷(押収した膨大な組合及び組合員の内部資料をてこに)、反省悔悟(組合と仲間への非難、捜査機関への迎合)の強要
- (2) 起訴不起訴の判断の資料を収集するために勾留するのではない
とりわけ、委員長、A副委員長に対しては、当初から起訴を決めているし、その証拠は収集している(委員長、A副委員長が黙秘を続けることは織り込み済み)

3 過剰な制約下の保釈

(1) 高額な保釈保証金

委員長は滋賀事件で600万円、大阪事件で500万円、A副委員長は滋賀事件で600万円

(2) 保釈後の活動に対する広汎な制約

証人尋問終了者も含む50人以上の者との接触禁止、組合事務所等への立入禁止

4 身体拘束を利用した司法取引

(1) 自白した者は不拘束

(2) 勾留をてことして捜査機関への取り込み

滋賀事件及び京都事件では、弾圧第一弾で協組役員逮捕、勾留起訴
第二段目以降は不逮捕、捜査機関側への協力強要

5 録音録画不存在、弁護士立ち会い不存在

第3 捜査権の濫用と司法チェックの不存在

- 1 同一事件につき、既に判明している共犯者を長期にわたって数次に分けて起訴

検察官の訴因設定権限とその濫用

- (1) 検察官の訴追裁量権、訴因設定権の存在
 - (2) 捜査機関の意図的な同一事件の分割、共犯者の順次起訴
 - (3) 被告人側の防御権侵害と訴訟遅延
 - (4) 訴因設定権限の濫用
- 2 同一被告人につき、既に判明している併合罪関係にある事件を数次に分けて起訴
公訴権、事件単位の原則の逸脱、濫用
- (1) 併合罪関係にある犯罪について事件単位の原則を濫用
 - (2) 公訴権の濫用
身体拘束を長期に継続することを目的とした別件余罪起訴は公訴権の目的外行使。
 - (3) 逮捕勾留の厳格な時間制限、事件単位の原則の潜脱
- 3 同一事件の共犯者のはずの人物の不起訴、不平等起訴

そもそも、タイヨー生コン事件ではP、Qが相談して、関生側に接触を図り自ら金額を決めていた。仲介したTに対してはPから謝礼をも支払われているが、この場合「道具」たり得るのか。かつ、そのような法的構成をして委員長とA副委員長を逮捕、勾留、起訴することは、実体判決請求という公訴権の趣旨にすら反しているのではないかと。

また、近畿生コン事件、ベストライナー事件は倒産争議に伴う労使合意に基づく解決金で3年～5年前の事件。滋賀事件が収束する時期に、それを引き継ぐ形で京都の協同組合に圧力をかけ被害届を出させ、理事会決定した事項が財産的損害だとして事件化したもの。

滋賀事件も、京都事件もまず、第一段で関生に友好的な協同組合理事を逮捕、勾留、起訴。それをてこに分断。事件化。

4 裁判所の司法チェックの不存在

(1) 勾留請求に対する裁判所の判断

ア 延べ89名逮捕され、勾留請求却下は滋賀事件3-②（東横イン事件）4名のみ

イ A副委員長に対する8月26日付大津地裁の滋賀事件3-③（東横イン・ネットヨタ事件）勾留決定準抗告棄却決定は、「現時点における本件の捜査の進捗状況や関連事件の公判の状況等に照らすと、実効的な罪証隠滅のおそれが高いとまではいえないし、以上の事情に加え、被疑者の供述状況にも照らすと、本件については速やかに処分を決するのが相当であり、かつ、それが可能な状況にあると認められ、勾留の必要性が高いともいえない」としながら、準抗告の棄却決定（なお、本件では8月22日勾留請求しているが、捜査機関はその時すでに8月30日には起訴すると明言）

ウ 委員長及びA副委員長に対する京都地裁の勾留決定では、別件勾留中であるにもかかわらず、刑訴法60条1項3号（逃亡すると疑うに足りる相当な理由の存在）を認定

(2) 保釈に関する状況

滋賀事件では委員長及びA副委員長は全件保釈決定。委員長は大阪事件でも保釈決定。しかし、京都事件で身体拘束継続。かつ、高額な保釈保証金

5 身体不拘束原則（憲法34条）の観点に基づく司法チェックの放棄

- (1) 関生の活動に関する捜査は1年以上に渡って継続し、必要な証拠は収集済。かつ、委員長やA副委員長は黙秘。
- (2) 勾留要件判断の杜撰さ
- (3) 杜撰な勾留理由開示

6 関生支部弾圧における弁護活動への介入と防御権侵害

- (1) 捜査弁護活動と公判弁護活動、集中審理の同時遂行
大量逮捕、勾留、起訴、4府県それぞれに立件
- (2) 弁護人との打ち合わせ状況に関する捜査機関による聴取と証拠化

以上

関生支部に対する不当弾圧の現状（概要）

弁護士 位田 浩

第1 関生支部の組合活動の特徴

1 産業別（業種別）労働組合

- ①生コン関連産業で働く労働者（主にミキサー運転手）が個人加盟をしている。
- ②使用者との交渉単位は関生支部となる。
- ③春闘における労使交渉は各企業が参加する集団交渉で行う。
- ④争議行為は生コン産業全体に及ぶこともある。

2 一面闘争と一面共闘（生コン産業政策運動）

- ①生コン業者は中小零細企業が多く経営基盤がぜい弱。大手セメントメーカーとゼネコンに挟まれている。業者間の過当競争のため、生コンの値引き販売を強いられ、経営が悪化。生コンやバラセメントの輸送運賃も下がる。労働者の雇用や労働条件の劣化に直結する。
- ②生コン業者や輸送会社に対して中小企業協同組合への結集と共同受注・共同販売体制の確立を働きかける。ゼネコンと対等取引をできることで適正な生コン価格を収受。生コン業者の経営安定により輸送運賃の引上げも実現。→労働者の賃上げ原資が確保できる。
- ③生コンの安売りをするアウト業者（協同組合に加盟しない業者）への競争制限が必要となる。

3 団体行動ができる団結力

- ①各種要求を掲げたストライキ（業務の正常な運営を阻害する争議行為）
- ②工事現場におけるコンプライアンス啓蒙活動や情宣活動（街宣やビラまき）
- ③不当労働行為に対する謝罪要求や抗議行動（街宣やビラまき）

第2 関生支部に対する刑事弾圧の現状

1 コンプライアンス啓蒙活動への弾圧@大阪地裁

(1) 各事件の概要

【F事件】（恐喝未遂・威力業務妨害）

- ①2017年3月～7月のF施工の工場倉庫増築工事現場や新名神工事現場でのコンプラ活動
- ②F大阪支店前路上などで3回にわたりビラを配布
- ③圧送業者にポンプ車の供給を止めるよう電話で働きかけ
- ④Dハウス従業員への働きかけ

【Sハイム事件】（威力業務妨害）

- ①2017年2月～3月Sハイム施工の住宅建築工事現場でのコンプラ活動

【N建設事件】（威力業務妨害）

- ①2017年11月N建設施工の店舗新築工事現場でのコンプラ活動
- ②N建設大阪支店で従業員にビラを交付して「道路が汚れている」と言った
- ③施主の代表取締役方にビラを投函

【Tイン電建事件】（威力業務妨害）

- ①2017年11月Tイン電建施工のビル新築工事現場でのコンプラ活動
- ②Tイン京都琵琶湖大津前路上でビラを配布

【T生コン事件】（恐喝）

- ①2015年3月～5月のT生コンの生コン納入現場でのコンプラ活動
- ②解決金（会館カンパ）名目で金員を受領した

(2) 裁判の現状

2グループで審理中（1つは検察側立証。もう1つは期日間整理手続）。

2 労働組合の経済的諸要求活動への弾圧@京都地裁

(1) 各事件の概要

【Bライナー事件】（恐喝）

- ①B社は京都協組の役員が労働組合対策のために設立した輸送会社。2002年に11名の労働者

が組合加入すると、組合員を含む労働者全員を解雇。ストを実施し、組合員の職場復帰を果たす。2008年に7名の組合員を正社員化するが、2012年3月に会社閉鎖を持ち出してきた。組合はストを実施。協組はB社の再建か加盟各社で組合員を雇用するかを約した。

- ③2013年10月に組合員を新会社に移行し、年内解決することで労使合意。しかし、解決しないため、組合は断続的にストを実施。2014年8月に協組が理事会で解決金支払を決定。労使協定を締結し、解決金を交付。

【K i 生コン事件】(恐喝)

- ①2016年2月15日K i 生コンが破産を申立て。関生支部は工場を占拠。協組からの依頼もあり、破産管財人との団交など諸活動を展開し、アウト社の参入を排除。
②倒産争議に伴う解決金につき労使協議。協組は理事会で解決金支払を決定、解決金を交付。

【K a 生コン事件】(強要未遂・恐喝未遂)

- ①K a 生コン(M建材)の日々雇用労働者が関生支部に加入。2017年10月16日に正社員化などを求めて団体交渉を申し入れたが、会社は団交に応じなかった。
②組合員は11月に子どもの保育所入所に必要な就労証明書の作成を会社に求めたが、会社は拒否した。
③会社は洛南協に生コンプラントの廃棄を申し出た。洛南協理事長が2017年12月と2018年4月にプラント解体とミキサー車1台を会社に要求したが、応じなかった。

(2) 裁判の現状

K a 生コン事件につき2グループで審理中(公判前整理手続。先行グループは公判)。

3 ゼネラルストライキへの弾圧@大阪地裁

(1) 事件の概要(威力業務妨害)

- ①2015年の大阪広域協の「大同団結」により生コン価格は値上がりし、生コン業者の経営状態が大幅に改善された。労組側は労働者の雇用や賃金に直結する生コンなどの輸送運賃の引上げを要求。2017年春闘でも経営者会との間で引上げの合意をした。しかし、輸送運賃の引上げを行わないので、ゼネストを実施。
②2017年12月12日と13日、UM大阪港SSの出入口においてバラ車の入出場を阻止した。
③2017年12月12日、C生コンの工場出入口においてミキサー車の入出場を妨害した。

(2) 裁判の現状

先行していた1次弾圧(現場)グループは弁護側立証へ。後行の2次弾圧グループは弁護側立証がほぼ終了。残るは労働法学者意見書。論告・弁論から判決へ。

4 抗議活動への弾圧@和歌山地裁

(1) 事件の概要(強要未遂、威力業務妨害)

- ①経営側が元ヤクザを仕向けて組合事務所周辺を徘徊。2017年8月、組合員らが和歌山広域協の事務所におもむき、謝罪を求めるとともに抗議をしたが、謝罪に応じなかった。

(2) 裁判の現状

期日間整理手続。

5 長期間にわたる身体拘束(T委員長、Y副委員長)

2018年8月28日に滋賀県警がF事件で逮捕してから530日以上身体拘束。大津地裁と大阪地裁は保釈を許可しているが、京都地裁は保釈を許可しない。

6 組合活動を制限する保釈条件

本件関係者や関生支部関係者との接触の禁止、関生支部の主たる事務所・従たる事務所・関連施設への立入禁止による組合活動の制限。

7 弾圧のねらい

今回の弾圧は、関生支部がこれまで創り上げてきた活動を根こそぎ「犯罪」とし、禁圧しようとするもの。その規模などからしても、組合組織の壊滅をねらっている。

以上

1 労働組合活動への刑事訴追の異常性

- ・民間労働紛争における刑事訴追
- ・組合活動の正当性判断の欠落

* 労働法学会研究者有志声明 (2019.09)

2 産業・職業別組合運動の無理解—企業内交渉法理への埋没

(1) 組合機能の原点 (労働市場の統制) と団結活動の法的承認論理の忘却

英国: 1824・1825 年法で団結禁止法が廃止 (廃止論理⇒労働の自由を財産の自由と同視)

され団結が承認された後も、取引制限の法理と共謀罪で弾圧

* 取引制限の法理からの解放…目的が取引制限にあることをもって違法とみない (英国: 1871 年労働組合法)

* 共謀罪法理からの解放…個人であっても犯罪にならない行為は集団であっても犯罪とみない (英国: 1875 共謀罪・財産保護法)

Cf. 現行労組法にみる競争制限法理: 労働協約の一般的拘束力 (労組法 18 条)

私の労組法上の労働者の捉え方…「他者に労務を提供しその対価で生活する者」(役務提供者)

でその団結行為が「競争法に抵触しない者」

(2) 職業別組合の雇用・労働条件規制手法 (自治的規制) への無理解

* 労働条件の維持改善を行うための組合員の約定 (誓約)

* 雇用・職 (Job) の規制 ⇒労働組合の労働者供給事業

(3) 産業・職業別組合の団体行動への無理解

- ・組織化活動は他事業所への働きかけ
- ・争議行為はストライキ労働の投入防止

3 労働法学にとっての課題

(1) 協同組合と労働組合の連携法理

* 協同組合の二面性 (経済的弱者と使用者性) をふまえた連携行為の法的評価

・協同組合の団体交渉・団体協約締結権 (中協法 9 条の 2 第 1 項 6 号、12 項)

・競争制限行為における連携の許容性と協同組合組織化活動の正当性

(2) コンプライアンス活動の団体行動権における位置

* 伝統的団体行動権による根拠づけ

・目的 (公正競争) と手段 (説得・要請活動) の正当性

* 産業民主主義の第三類型 (ステークホルダー民主主義) による団体行動権の拡充

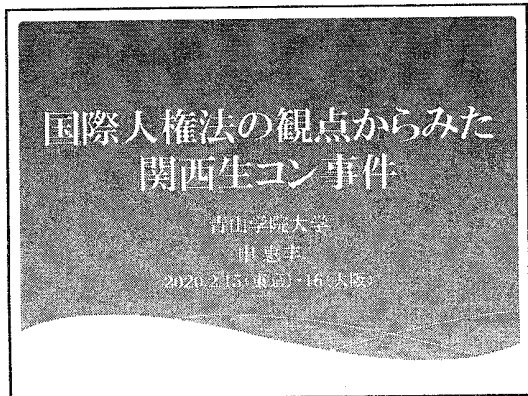
・法令・協約の遵守等、市民的公共性を有する事項のモニタリング活動を

NPO/NGO を含む結社・団結の行動権として確立する

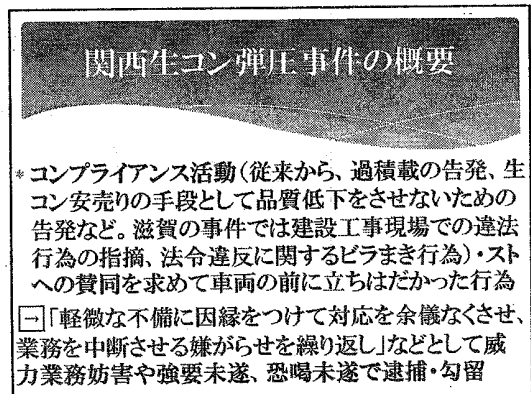
労働法学から見た関西生コン支部事件

立命館大学 吉田美喜夫

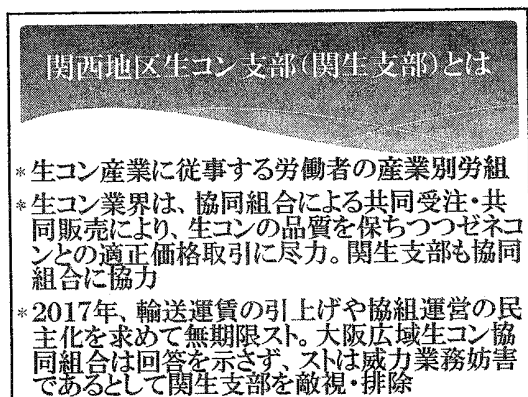
1. 「日本労働法学会有志声明」について
2019年12月9日 厚生労働省で記者会見
声明の趣旨：警察・検察は「組合活動の正当性」の評価をきちんとせよ
賛同者数（78人）の意味
研究者会員の危機意識の内容
2. 労働基本権は確立されていたはず（憲法28条の存在）
刑事免責、民事免責は当然
足元をすくわれた思い
労働基本権の歴史への共通認識
禁止→放任→保護（絶対的禁止→自由化→積極的保障）
刑事免責→民事免責→基本的人権として保護（不当労働行為制度）
3. 労働組合への研究者の関心の低下
組織率の低下
非正規雇用の増大（40%）の下での研究課題
支配的な形態の企業別労働組合に適合的な労働法理論
日本的労使慣行を前提とした判例法理
解雇、配転、時間外労働など（包括的な企業権力の下での就労を前提）
4. 労働法学の関心の対象と教育内容
研究対象：労働組合より労働契約
教育内容の変化（労働団体法分野の比重の低下）
実務重視の法学教育への傾斜（法科大学院教育の影響）
法律実務家の労働法の学識を規定（労働団体法の不勉強）
5. 関西生コン支部の組合活動の個性
生コン産業を基盤とした職業別労働組合（労働条件の維持改善に適合的）
使用者の協同組合との連携（「一面闘争、一面共闘」）
純粹ともいえる組合活動のあり方
6. 日本の社会意識の状況と課題
殆んどストのない日本
香港（民主化運動の高揚）、フランス（年金改悪への抵抗）、アメリカ（GMの長期スト）との違い
日本社会は権利の上に眠っているのではないか（関西生コン支部から何を学ぶか）
(以上)



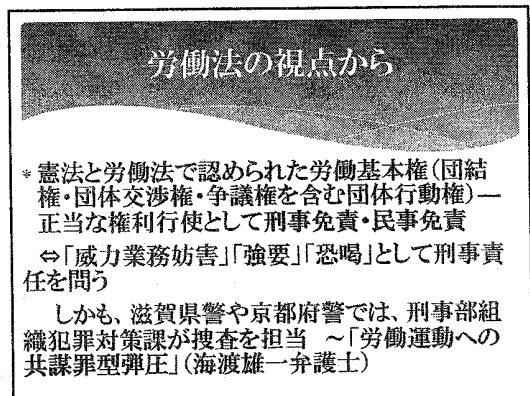
1



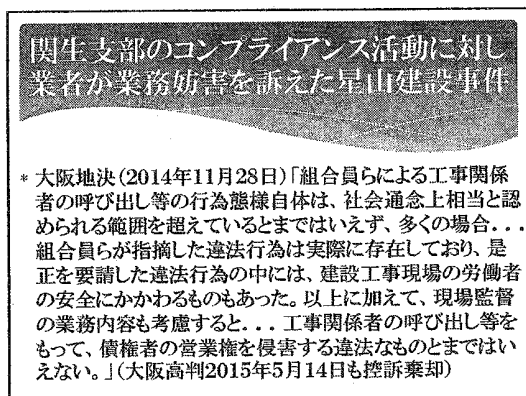
2



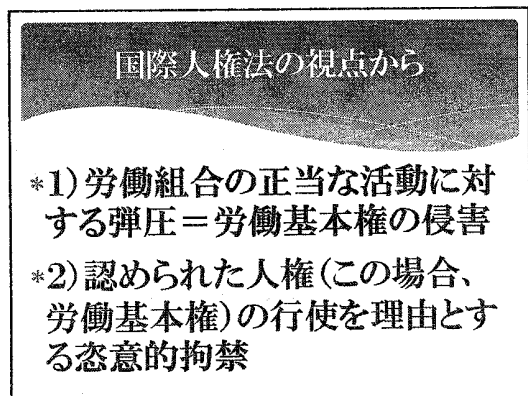
3



4



5



6

1) 労働基本権侵害の観点から

7

両方の国際人権規約で保護されている 労働組合権

* 社会権規約8条1項

(a) すべての者が労働組合を結成し、自ら
選択する労働組合に加入する権利

この権利の行使には、①法律で定める制限であって
②国の安全もしくは公の秩序のため又は他の者の権
利保護のため ③民主的社會で必要なもの
以外のいかなる制限も課することができない。

8

両方の国際人権規約で保護されている 労働組合権

* 自由権規約22条1項

すべての者は、結社の自由についての権利を
有する。この権利には、労働組合を結成し及
びこれに加入する権利を含む

* 同2項 1の権利の行使には、①法律で定める制
限であって
②国の安全もしくは公の秩序のため又は他の者の
権利保護のため ③民主的社會で必要なもの
以外のいかなる制限も課することができない。

9

社会権規約で保護されている 団体行動権・争議権

* 社会権規約8条1項

(c) 労働組合が、

①法律で定める制限であって

②国の安全もしくは公の秩序のため、又は他の者の
権利保護のため

③民主的社會で必要なもの 以外のいかなる制限
も受けることなく自由に活動する権利

(d) 同盟罷業をする権利

10

ILOの活動

* 条約や勧告のかたちで国際的な労働基準を設定し、
また、各国によるその遵守状況を監視すること

* 毎年開かれる総会で、条約や勧告が随時採択される

* ILO加盟国は総会に4名の代表を送ることができるが、
うち政府代表が2名、労働者代表が1名、使用者代表
が1名。それぞれ、独立して発言しまた投票する(政・
労・使の三者構成)

* 出席した代表の3分の2以上の賛成で条約採択

11

ILOの活動

* これまで採択されたILO条約は計190(最近では、
2019年に採択の「職場における暴力とハラスメント
撤廃に関する条約」、190号条約)

* ①結社の自由・団体交渉権、②児童労働の禁止、
③強制労働の禁止、④差別の撤廃の4つの分野に
かかわる8つの条約は「基本8条約」とよばれ、「中
核的労働基準」と位置づけられている最も基本
的な条約(実質的に人権条約といえるもの)

12

基本8条約と日本の批准状況				
表1 ILO基本8条約				
分類	条約名	内容	採択年	日本の批准状況
結社の自由	87号	結社の自由及び団結権の保護	1948	○
団体交渉権	98号	団体交渉及び団体交渉権の保障の適用	1949	○
強制労働の禁止	29号	強制労働	1930	○
	105号	強制労働の廃止	1957	×
児童労働の禁止	138号	児童最低年齢	1973	○
	182号	最悪形態の児童労働の禁止及び廃絶	1999	○
差別の撤廃	109号	同一価値労働の男女労働者の同一報酬	1951	○
	111号	雇用及び職業に對ける差別の撤廃	1958	×

13

結社の自由及び団結権の保護に関する87号条約

- * 労働者・使用者は、自ら選択する団体を設立しこれに加入する権利をもつ。
- * 労働者団体・使用者団体は、行政的権限によって解散させられ又はその活動を停止させられてはならない。
- * ILO加盟国は、労働者・使用者が団結権を自由に行使することを確保するために、必要かつ適当なすべての措置を取る。

14

団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する98号条約

- * 労働者は、反組合的な差別待遇に対して十分な保護を受ける。この保護は、特に次のことを目的とする行為に適用する。
 - ①労働組合に加入せず、又は労働組合から脱退することを雇用条件とすること。
 - ②組合員であるという理由又は組合活動に参加したという理由で解雇し、その他不利益な取扱いをすること。

15

IL0条約・勧告の履行監視システム

- * 条約の締約国は、条約規定に沿って取った国内措置について、定期的（基本8条約については3年ごと、他は5年ごと）に報告を提出
- * 勧告も、立法などの国内措置の指針としてすべてのILO加盟国に送付され、加盟国は自国の法律や慣行の状況を報告する
- 「条約勧告適用専門家委員会」で法的な審査；委員会は「所見」を述べるほか、政府への情報提供などを「直接要請」。
- 審査結果は、政・労・使で構成する「基準適用総会委員会」を経て総会本会議へ

16

条約勧告適用専門家委員会の所見の例

- * 「正当な労働組合活動を行ったことに対する、組合構成員や役員の逮捕や拘禁は、たとえ短い期間であっても、87号条約に掲げられた労働組合の自由の原則の侵害となる。」（キューバ）
- * 「委員会は政府に、逮捕は重大な暴力行為又は犯罪行為があったときのみに限られること、ストの状況においては公の秩序に対する真に急迫した脅威がある場合にのみ警察が呼ばれることを確保するための情報を要請した。」（インドネシア）

17

IL0条約・勧告の履行監視システム —通常の報告制度以外の申立制度

- * 使用者団体又は労働者団体は、国が批准した条約を遵守していないという申立を提起できる。□理事会は政・労・使3名の理事からなる委員会を設置して検討し、勧告を行う
- * 結社の自由はILO憲章自体に内在するものという考えから、関連の条約（87号と98号）を批准していなくても、申立を受理し審査する手続がある（結社の自由委員会）

18

韓国の事案(事件3238)に関する 結社の自由委員会報告書

- *「委員会は、何人も、平和的なスト、公的集会又は行列を組織し又は参加したという事実のみをもって自由を剥奪されたり刑事罰を受けたりするべきではないこと、並びに、労働組合役員の逮捕や勾留に関わる事案では、個人は有罪とされるまでは無罪と推定される権利を有することを想起する。」
- *「委員会は、2015年の平和的なデモに関して今なお勾留されているハン氏その他のすべての労働組合構成員の釈放のため、政府が措置を取るよう要請する。」

19

結社の自由委員会の先例法理

- *「労働組合活動を行ったことに対する労働組合指導者又は構成員の拘禁(detain抑留、勾留)は、結社の自由の原則に反する。」
- *「結社の自由の権利に関連する正当な活動を行ったことに対して、たとえ短期間であっても労働組合指導者又は構成員を逮捕することは、結社の自由の原則に違反する。」

20

結社の自由委員会の先例法理

- *「労働者の利益擁護のための活動に関連した理由で労働組合員を拘禁することは、市民的自由一般、及び特に労働組合の権利に対する重大な干渉となる。」
- *「労働組合員が逮捕や拘禁にさらされる限り、その国において安定的な労使関係が機能することはできない。」

21

結社の自由委員会の先例法理

- *「抑留された者が速やかに裁判官の前に連れて行かれることは、個人の基本的な権利の一つである。労働組合員の場合には、恣意的な逮捕・抑留を受けない権利及び、公正で迅速な裁判を受ける権利が、労働組合権の正常な行使を保障するため、当局によって確保されるべきである。」

22

結社の自由委員会の先例法理

- *「人が労働組合権と関係のない理由で有罪判決を受けた場合には、その問題は本委員会の権限外である。しかし本委員会は、事柄が刑法に關係することなのか、労働組合権の行使に關係することなのかは、当事国政府によって一方的に決められるものではないと強調してきた。それは、すべての利用しうる情報、特に判決文の文面を検討した後、委員会によって決められるべき問題である。」

23

結社の自由委員会の先例法理

- *「労働組合との関わりを理由として、移動の制限や自宅軟禁などの制裁を課すことは、結社の自由の原則の違反となる。委員会は、このような性質の制裁が行政行為によって課されることは受け入れられないとしてきた。」

24

結社の自由委員会の先例法理

＊「その人の属する労働組合が活動したその人が通常の労働組合活動を行っている区域への立ち入り禁止を伴って、人の移動の自由を限られた区域に制限することは、結社の自由の正常な享受、及び、労働組合活動を行う権利の行使に合致しない。」

25

2) 正当な権利行使に対する
恣意的拘禁の観点から

26

自由権規約9条

＊1項 何人も、恣意的に逮捕
され又は抑留＊されない
(＊detain＝勾留、拘禁、収容
も同義)

27

自由権規約9条

＊「恣意的arbitrary」≠「法に反して」。
国内法に根拠があるかどうかだけではなく、不適切さ、不正さ、予測可能性のなさ、法の適正な手続(デュー・プロセス)のなさ、合理性・必要性・比例性の要素も含む
(自由権規約委員会一般的意見35)

28

自由権規約9条

＊規約で保障された権利＊の正当な行使に対する処罰としての逮捕や抑留は恣意的
＊結社の自由(22条)を含む
(自由権規約委員会一般的意見35)

29

人権条約の委員会の「一般的意見」 や「総括所見」

＊人権条約で定められた「報告制度」で、それぞれの条約の委員会が出すもの
「一般的意見」＝全締約国に対する意見
「総括所見」＝個別の締約国に対する所見

30

人権条約の委員会の「一般的意見」
や「総括所見」の法的意義

* 国際裁判所の判決のような法的拘束力はない。しかし、人権条約はそれぞれ委員会を置いて報告制度などを運用させることとしており、委員会の意見や所見は傾聴し尊重すべきもの

(日本も、人権条約の6つの委員会に日本人委員を輩出している)

31

人権条約の委員会の「一般的意見」
や国別の「総括所見」

* 日本の最高裁も2013年の婚外子相続分差別違憲決定で、自由権規約委員会や子どもの権利委員会が日本への総括所見で繰り返し懸念を述べてきたことを、違憲判断の一つの理由とする
(×形式的な「憲法優位説」「条約優位説」)

32

自由権規約9条

* 3項 刑事上の罪に問われて逮捕され又は抑留された者は、裁判官の面前に速やかに連れて行かれ、妥当な期間内に裁判を受け又は釈放される権利をもつ。裁判に付される者を抑留することが原則であってはならない

33

国連人権理事会の「特別手続」

「国別手続」

例：北朝鮮に関する調査委員会

「テーマ別手続」

例：「恣意的拘禁」作業部会、
「強制失踪」作業部会

34

国連人権理事会内の
手続で個人通報制度があるものも

* 「恣意的拘禁作業部会」

～正当な権利行使をしただけなのに身柄を抑留された、何らかの理由で差別的に拘禁された、などのケースにつき個人通報を受け付けている

35

恣意的拘禁のカテゴリー

- * I 何の法的根拠も示せない自由剥奪
- * II 世界人権宣言や自由権規約で保障された権利の行使を理由とする自由剥奪＝22条の結社の自由を含む
- * III 公正な裁判の規範が遵守されない自由剥奪
- * IV 難民申請者などが法的救済の見込みなく長期に行政拘禁されている場合
- * V 自由の剥奪が出生や民族的出身などによる差別による場合

36

ジュリアン・アサンジ氏のケース

Advance Unedited Version

Dissemination: General
22 January 2016
Original: English

Human Rights Council
Working Group on Arbitrary Detention

Opinions adopted by the Working Group on Arbitrary Detention at its seventy-fourth session, 30 November – 4 December 2015

Opinion No. 54/2015 concerning Julian Assange (Sweden and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland)

37

恣意的拘禁作業部会は、自由権規約委員会の「一般的意見」も参照

*「自由権規約委員会も一般的意見35で、『恣意的』かどうかは、国内法に根拠があるかどうかだけではなく、不適切さ、不正さ、予測可能性のなさ、法の適正な手続(デュー・プロセス)のなさ、合理性・必要性・比例性の要素も含むとしている」

38

日本からの通報も

2018年には、日本でコーラ1本を万引未遂というだけで約半年間強制入院させられた精神障害者の事案について、「障害に基づく差別であり恣意的拘禁」と認める

39

特別報告者らの選出手続

* 専門知識と経験、独立性、人格の高潔さなどを兼ね備えていると認められた人の中から、幅広い協議の過程を経て候補者が絞られ、最終的には人権理事会で、47の理事国(国連総会で選挙される)によって選出

40

そんな個人の言うことは関係ない?

* 日本は、2006～2011年、2013～2015、さらに2017年～現在も人権理事会の理事国を務め、これらの手続にも関与

* 特別報告者らが「個人」の資格であるとは、国家や何らかの組織の利益を代表せず「独立して」任務を遂行するという意味。そして彼(女)らは、人権理事会の定める慎重な手続を経て、(日本も理事国として参加している)理事会で選任されている。

41

日本は、「強制失踪作業部会」には積極的に関与

* 「強制的・非自発的失踪に関する作業部会は...アフガニスタン、アルジェリア、アルゼンチン、ブラジル、チリ、中国、コロンビア...日本...における強制的・非自発的失踪事件に関し、政府および非政府関係者から得た情報を審議しました」(国連プレスリリース)

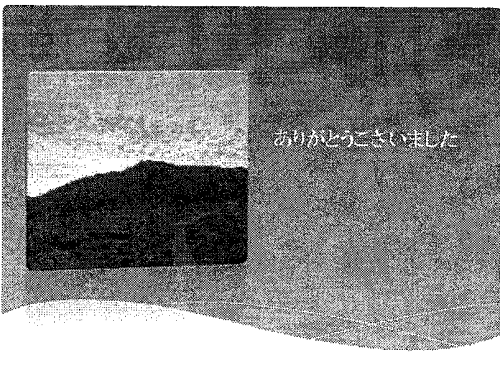
~この作業部会については、日本政府は、メンバーが「個人」の資格でしかないから重要性がないとか「声明が一方的だ」とかいう批判はせず

42

人権問題に国際人権法の視点を

- * 日本が批准している社会権規約や自由権規約に照らして考える(条約の規定+委員会の一般的意見や総括所見)
- * 国際労働基準に関してはILO条約。またILOでは、条約を批准していなくても、結社の自由はILO憲章上の基本原則として、結社の自由委員会に対する申立手続がある
- * 恣意的拘禁のように国連人権理事会の特別手続もある
～これらにより出される意見や所見は、条約遵守義務により国が尊重すべきもの。国内裁判所も考慮が求められる

43



ありがとうございました

44



1

労働基本権からの報道が顕著に少ない

- ・労働法研究者有志声明の記者会見（2019年12月）
「農地解放や財閥解体とともに、憲法と労組法で労働三権を保障したが、戦後の民主主義の出発点」
「これだけの事件はめったにないと思うのだが、なぜメディアは関心がないのか、取り上げにくい何かがあるのか」
→「刑事事件が絡むと取り上げにくいという面はあるかもしれない」と記者

2

一連の報道の特徴

- ・大手マスメディアによる警察発表情報を検証しない逮捕報道
- ・大手テレビ局による逮捕・連行シーンの放映や新聞電子版での連行写真の掲載
- ・SNSによる歪められた動画の拡散（ヘイトスピーチで知られる人物による制作・編集）＝意図的な「空気」の醸成
→労働問題に関心がない関東の自治体職員「ああ、確か、暴力的な集団かなんかですね」
→労働問題に関心がある男性「労働基本権の侵害は問題だがネットなどで見るとカネをせびるとか。大丈夫なのか」

3

1982年の弾圧事件と報道

- 1980年：104日の休日協定に阪南協の数社が違反。完全実施とペナルティ支払いを約束させる
- 1981年 鶴菱運輸での解雇撤回闘争＝三菱6社への不買運動も→「箱根の山を越えさせるな」（大槻文平・日経連会長）
→1982年大阪府警東淀川署に「関生対策本部」→警察発表に沿った事件報道＝ストは「威力業務妨害」などの言葉の言い換え
→セメント値上げに反対して労組がスト、協組も値上げ不払い
→野村雅明氏刺殺事件（1982年4月14日）は「春闘に暴力団介入」として新聞記事に

4

2005年の弾圧事件と報道

- ・2005年：大阪府警が乗り出す：1月13日、武委員長ら4人逮捕。委員長は1年2カ月勾留、地裁で異例の実刑、高裁は執行猶予
- ・新聞「生コン界のドン逮捕」「生コン組合恐怖で支配」
- ・支援の広がり：2月、社民党国会議員調査団の派遣／経営者側も署名運動、関生支援の「KU会」発足（2月）
- ・4月、1200人の「人間の鎖」が裁判所を包囲、朝・毎・日経とテレビ民放4社が集会報道や4人の無罪主張を報じる

5

今回の弾圧事件とSNSの役割の増大

- ・2府2県の警察に一気に拡大
- ・事件直後の警察発表のままの報道、連行シーンの放映
- ・ヘイトSNSによる「メディアを取り巻く空気」の醸成
- ・報道の真空地帯→事件について知ろうとネットで検索→ゼネストや逮捕シーンを意図的に切り取った映像・ものものしい音楽とナレーション→「近づかない方がいいみたい」→社会的関心の抑制
⇒国会議員封じ→「AERA dot.」など一般誌のサイトにも波及
⇒経営側の実刑と「空気」によって労組と協組の連携にクサビ

6

解釈は切り取り方次第

うれしいゴールイン
▼銃を突き付けられた恐怖



7

警察とマスメディアの事件報道

- 新人教育は警察担当（サツ回り）から
- 被疑者の逮捕・勾留による非対称的で圧倒的な情報独占→事件直後は警察発表に頼るしかない
- 事件報道は報道の中核：警察を敵に回すと事件情報から排除
- 警察担当のテリトリーから外した報道枠組みづくりの重要性→労働法研究者有志声明と市議声明で「警察問題」から「労働・市民運動問題」へ→「朝日」（大阪版）、「東京」「京都新聞」、毎日のネット記事などの報道に結び付く

8

警察が「許せない」とした3つ

（1980～82年逮捕時の発言から『関生地区生コン支部労働運動50年』（社会理論社、2015年））

- ① 下請けの雇用責任を元請けや親会社に持たせていく
- ② 不当労働行為に際して賃金回復だけでなくペナルティ（解雇金）を収める
- ③ 同僚スト、組合のないところに動員をかける

9

「企業を超えた労組活動」排除へ向けた総合的取り組みとしての企業+警察+メディアの連携

- 1981年鶴菱闘争→大槻文平・三菱鉱業セメント社長の「資本主義の根幹にかかわる」発言（1981年「日経連タイムズ」など）→警察の「三つの許せない」点との類似→警察発表報道を通じた適切な労組とそうでない労組のイメージの浸透
- 「働き方改革」は人権から企業の支配権絶対型へ移行してきた戦後の労働規範の変化の総まとめ：月100時間未満までの残業の法律化、「日本型同一労働同一賃金」、会計年度任用職員制度による特別職の労働基本権剥奪など

10

SNSのヘイト情報対策の重要性

- SNSヘイト記事がもたらした3つの作用→①ネット情報空間の支配による「空気」の醸成②既成マスメディアの警察発表報道を権威付け（NHK記者の発言など）③国会議員の抑え込み
- ネット上での対抗報道の必要性→加茂生コン事件をめぐるネット記事：2019年7月22日付「ハーバービジネスオンライン」＝保育園に入るための書類と正社員化要求で逮捕？、鎌田慧さんとの対談
- 「検索したら違う主張の記事が出て来る」ネット空間づくり

11

2018年9月18日の逮捕報道

- 産経新聞14版（前日取材？ 当日未明締め切り）記事
- 早朝：大阪府警が労組員を逮捕：「早朝のインタホンでドアを開けたら警察官と、その横に腕章をまいた記者たちがいてフラッシュを浴びた。路地奥の自宅から表通りまでの路地沿いに報道陣が並んでカメラを構え、芸能人みたいだった」
- 午前7：00産経電子版、NHK関西の電子版
- 午前中、東京でヘイトSNS主宰者の街宣（連帯本部、立憲民主党、議員会館など）
- 午後のNHK全国ニュース

12

メディアは物質力を持っている

- 80年代はオイルショックと産業構造の転換、円高をリストラと人件費へのしわ寄せで乗り切る
- 05年は山一破綻後の不況を派遣労働の大規制緩和などの非正規化とポートフォリオ経営という人件費削減で乗り切る
- 人件費削減策への抵抗と反発を抑え込む時代に繰り返される関生摘発
- メディアは第2の現実：「運動で乗り越える」と言っているだけでは情報戦を支配されてしまう
- ヘイトや欺瞞でない、論理と根拠と波及力あるメディア戦略を

2020年2月15/16日

スト権否認の歴史と生コン支部弾圧の歴史的位相
いま、労働組合の存在意義は何か

海渡雄一(関西生コンを支援する会)

目次

はじめに	18
第1 イギリスの労働運動の歴史は団結とストライキ権を否認する共謀罪との闘いの歴史だ	18
第2 治安維持法と労働組合運動への弾圧	20
第3 戦後改革の柱は労働組合運動の合法化と労働三権の尊重	24
第4 スト権ストとは何だったのか	28
第5 我々は何のために国鉄分割民営化に反対したのか	29
第7 労働組合の解体と雇用の解体の進行	30
第8 関西生コン支部はなぜ刑事弾圧されているのか	31
第9 労働運動の現代的な再生のために	32

はじめに

労働者はなぜ団結しなければならないのか、なぜ団結とストライキが認められているのか。その根本にさかのぼるには歴史的に問題をとらえ直す必要があるように思う。

市民法においては、契約は対等な契約当事者の合意によって成立する。しかし、雇用契約における使用者と労働者は対等ではない。弱い立場の労働者は、使用者から示された雇用契約について交渉の自由を持たない。だからこそ労働組合の団結権と争議権は認められたと説明される。しかし、実際の歴史はそんな単純なものではない。血みどろの闘いによって勝ち取られたといえる。

労働組合の団結権と争議権が世界と日本でどのような経過で認められてきたのか。いま、不安定雇用が増え、労働者の権利が保障されないのは労働組合の組織力の低下は活動の不活発化のためではないか。関西生コン支部へのすさまじい弾圧が始まっている。新自由主義が席捲する世界と日本の中で、いま、労働組合にはどのような存在意義があり、労働組合運動を再生するにはどのようなビジョンを持ち、どのような活動を重ねる必要があるのかをともに考えてみたい。

第1 イギリスの労働運動の歴史は団結とストライキ権を否認する共謀罪との闘いの歴史だ

1 共謀罪が労働組合の団結禁止のために使われた

労働運動の祖国はいうまでもなく、資本主義経済が最初に発展したイギリスである。そして、いま問題となっている共謀罪の祖国もイギリスであった。これからお話するのは、イギリスの労働運動はま

ず刑事弾圧とのし烈な闘いの歴史であったということである。

イギリス法に共謀罪が登場するのは13世紀における誣告罪の共謀罪が最初だ。これがより一般的な共謀罪に発展することとなるのは、イギリスの絶対王政下で、ヘンリー8世が制定した国家反逆罪の処罰に適用したのがきっかけとされる。特に有名な事件はカトリック教徒がエリザベス女王の暗殺を計画した1605年の「火薬陰謀事件」である。この時期にはそもそも労働運動などは存在していなかった。

1721年のジャーニメン・テイラー事件が、労働運動に共謀罪が適用された最初の事件とされる。ケンブリッジ市に住むワイズ(Wise)以下数人の仕立職人が、団結して使用者に賃上げのためのストライキを行なったことが、1720年の労働条例に違反するとして起訴された。裁判所は、「労働者の団結は、普通法上の刑事共謀罪に該当するものであり、共謀罪に関する起訴は条例違反とする必要がない」と判示した。制定法の有無に関わらず、コモンロー上の共謀罪として処罰できるとした。さらに裁判所は、「いかなる種類の共同謀議も、当事者が単独で行えば合法である場合でも、共謀することによって違法となる」と判示し、共謀罪を一般化した。このケースは、労働組合運動に初めて共謀罪が適用された例であり、ここからイギリスの労働組合の過酷な刑事弾圧との闘いが始まった。

2 団結禁止法の軛の下で

1799年および1800年「団結禁止法(Combination Law)」が制定された。ここでは、コモンロー上の刑事共謀法理の法制度化が図られ、イギリス共謀法理はこの段階に至って、国家に対する犯罪を取り締まる法理から労働組合運動に対する弾圧法理へと変質した。

1824年に団結禁止法は撤廃され、その後ストライキが激発した。1825年労働者団結法では、組合の結成は認められたが、ストライキへの共謀罪の適用は続いた。

3 労働争議に対する共謀罪適用が生んだ悲劇

1860年代に英国シェフィールドで少数の労働組合武装勢力によって暴動と殺人事件が発生した。労働者が経営者やスト破りを殺害していくという凄惨な事件は社会全体に大きな衝撃を与えた。労働組合が非合法化された状況での絶望的な抵抗であった。

当時のシェフィールドの鉄鋼業はきわめて劣悪な労働環境と長時間労働をもたらしており、フリードリッヒ・エンゲルスは、1844年に「イギリスにおける労働者階級の状態」で、19世紀半ばにシェフィールドのカトラリー労働者が苦しんだいわゆる「グラインダーの喘息」について地元の医師、ナイト博士の次のようなことばを引用している。

「彼らは通常、14歳で仕事を始め、良い身体を持っていれば、20歳前にはほとんど症状を感じることはほとんどありません。その後、彼らの特有の病気の症状が現れます。彼らは丘の上や階段を上するのに少しでも努力して息切れに苦しんでいます。彼らの身体は前方に曲がり、一般に、彼らが働いている時の前傾姿勢を取るようになります。彼らの顔色は汚れた黄色になり、不安を表明し、胸の圧迫に訴えます。彼らの声は荒れ、声は大きく咳き、音は木管を通して空気が流れたようです。」

4 王立委員会で分かれた意見

この暴動を受け、王立委員会が設置された。イギリスの王立委員会は独特の制度であるが、社会を揺るがすような大事件が起きると、その問題の専門家であり、社会の尊敬を集めている人物が委員長に任

命され、事実関係を調査し、法制度の改革のための提案をする。

最近も、マンチェスター刑務所暴動を機に刑務所改革につながったウルフレポート、えん罪ギルフォード事件を機に刑事手続制度改革につながったザンダーレポートなどが著名である。

この時の王立委員会は、もともとシェフィールドの使用者たちが労働組合に対して厳しい取り締まりを求めて、設立された。そして、労働組合について、多数意見(7名)は労働組合の団結そのものは認めたが、その認める範囲は狭く、むしろ弾圧と規制の強化を内容とする意見を具申したが、このレポートには労働組合を公認するべきであるという少数意見(3名)が付されていた。この少数意見をまとめるにあたって、内務大臣が「労働者階級の見解を代表する人」として、ハリソン氏を委員に任命した。少数意見は、労働者は合法的に団結することができ、団結の行動は一般刑法の下で処罰される犯罪でなければ、共謀罪によっても処罰されてはならないという内容であった。団結に対する国家の不干渉を求めたのである。

1871年には自由党のグラッドストーンが労働組合法が制定され、この少数意見を取り入れた。1874年の総選挙後、ディズレーリの保守党が政府を構成した。約束通り、ディズレーリは労働組合に関する新たな法律を可決した。「共謀と財産の保護法」は、労働組合が個人によって行なわれた場合に合法となる行為に対して起訴されないという原則を確立した。たとえば、労働者が仕事をやめることは違法ではなく、労働組合がストライキを組織した場合も、訴追することはできなかった。この法律の下で、平和的なピケティングが労使紛争中に行われることが認められたのである。このように、イギリスにおいて、労働組合の団結の自由とストライキの自由は、150年にわたった共謀罪体制との闘いを通じて勝ち取られたものであったといえる。

(イギリスの状況については、片岡昇『英国労働法理論史』(1956年 有斐閣)と石田眞「イギリス団結権史に関する一考察(中)―『労働組合に関する王立委員会』における 団結法認論の対抗」(『早稲田法学会誌』27号31頁―62頁 1977年)を参照した。)

5 他の国々

労働組合の結成が合法化されたのはアメリカが1824年、フランスは1864年、ドイツは1869年であった。

1919年のドイツのワイマール憲法は労働組合の団結権を保障した。

1929年のアメリカ大恐慌後に採用されたニューディール政策では労働組合の結成が保護され、助長された。

第2 治安警察法・治安維持法と労働組合運動への弾圧

1 日本における初期の労働運動とその弾圧体制

(1) 治安警察法

労働組合運動の始まりは、1897年に高野房太郎、片山潜らの呼びかけた「労働組合期成会」だと考えられている。鉄道労働者の最初のストライキは、1898年2月に日本鉄道(国鉄の前身のひとつ)の機関士約400名が行った同盟罷業であるとされている(「国鉄労働組合40年史」3ページ)。

そして、労働組合の行う争議行為は当初は、通常の刑事法規すなわち治安警察法や行政執行法(予防拘禁制度が定められていた)などによって規制されていた。第二次山縣有朋内閣は、1900年に治安警察法

を制定した。同法には、集会、結社、多衆運動の取締方法について、多様な規制が規定されたが、同法の主たる規制対象は、労働運動の規制であった。その17条は、次のように定めている。

「左ノ各号ノ目的ヲ以テ他人ニ対シテ暴行、脅迫シ若ハ公然誹毀シ又ハ第2号ノ目的ヲ以テ他人ヲ誘惑若ハ煽動スルコトヲ得ス

- 1 労務ノ条件又ハ報酬ニ関シ協同ノ行動ヲ為スヘキ団結ニ加入セシメ又ハ其ノ加入ヲ妨クルコト
- 2 同盟解雇若ハ同盟罷業ヲ遂行スルカ為使用者ヲシテ労務者ヲ解雇セシメ若ハ労務ニ従事スルノ申込ヲ拒絶セシメ又ハ労務者ヲシテ労務ヲ停廃セシメ若ハ労務者トシテ雇傭スルノ申込ヲ拒絶セシムルコト
- 3 労務ノ条件又ハ報酬ニ関シ相手方ノ承諾ヲ強ユルコト耕作ノ目的ニ出ツル土地賃貸借ノ条件ニ関シ承諾ヲ強ユルカ為相手方ニ対シ暴行、脅迫シ若ハ公然誹毀スルコトヲ得ス」と定めていた。

このように、労働争議と小作争議における争議行為そのものが犯罪化されていた。この条項そのものは、1926年、大正15年法律第58号により削除され、代わって「暴力行為等処罰ニ関スル法律」が制定された。治安警察法そのものは、1945年11月21日に廃止されるまで存続した。

(2) 暴力行為等処罰ニ関スル法律

「暴力行為等処罰ニ関スル法律」には、「第1条 団体若ハ多衆の威力を示し、団体若ハ多衆を仮装して威力を示し又は兇器を示し若ハ数人共同して刑法（明治40年法律第45号）第208条（暴行罪）、第222条（脅迫罪）又は第261条（器物損壊罪）の罪を犯したる者は3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処す」との規定があり、第2条には、「財産上不正の利益を得又は得しむる目的を以て第1条の方法に依り面会を強請し又は強談威迫の行為を為したる者は1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処す」との規定があり、常習犯の加重規定もあった。この「暴力行為等処罰ニ関スル法律」も暴力団に適用するとされたが、実際には労働争議や小作争議にも多数適用された。

荻野富士夫氏による「『暴力行為等処罰に関する法律』考一「騙し打ち的悪法」一」（人文研究第136輯）には、この法律は治安維持法に比べれば、軽微な治安法であったが、暴力団取り締まりを大義名分にした、まぎれもない「騙し打ち的」治安法であったと総括されている。

「思想犯罪（労働運動、農民運動、水平運動、反動運動、その他に分類）と非思想犯罪に関する数値が興味深い。五年間で、「総数の、件数に於て一六・二％、人員に於て二八・八％に過ぎない」とするが、人員では三一年では四八・四％を最高に、三二年で三五・四％、三三年で三五・八％と高く、思想犯罪に対して積極的に発動されたことがわかる。三四年で九・三％、三五年で一〇・六％と激減するのは、弾圧・取締の強化による社会運動の逼塞化を反映している。運動別では農民運動関係が半分強を、ついで労働運動関係が三分の一強を占める。」

同論文に『思想月報』第二七号（一九三六年九月）に掲載された「暴力行為等処罰法起訴事件の犯罪原因別人員表」が引用されている。このデータは、大変興味深いもので、暴力団への適用もなされているが、労働組合、農民団体に多く適用されていることがわかる。むしろ、労働団体と農民団体への適用が減少してから、暴力団に対する適用が増加している。

表3 暴力行為等処罰法施行事件の犯罪原因別人員表

	労働	農民	思想犯				暴力犯		合計
			左派	反動	その他	計	その他		
1931年	280人	342人	25人	0人	25人	638人	679人	1,317人	
1932年	181	219	0	14	64	478	573	1,051	
1933年	141	292	0	5	30	468	527	1,288	
1934年	36	21	11	2	11	91	890	981	
1935年	28	64	12	9	30	143	1,200	1,343	

『労働月報』第二七号（一九三六年九月）

(3) 挫折した戦前の労働組合法の制定

戦前にも友愛会→総同盟(右派)、全協(共産党系)、全評(合法左派)などの労働組合があった。一時期は労働組合や無産政党が共同で「労働組合法」などの労働法制の制定を訴えた。政府内でも、一定の案が作成されている。

労働組合法案としては、大正9年農商務省案、内務省案、大正10年から13年の間に諸政党の建議ないし提案した法案、大正14年社会局案、それを修正し大正15年に政府が初めて議会に提出した労働組合法案、さらにそれを修正した昭和2年の議会提出案、昭和4年から5年にかけてのいくつかの無産政党による議会提出案、昭和4年発表の社会局案、それを修正した前出の昭和6年議会提出案等がある。

しかし、戦前にも労働基準を定めた「工場法」は制定されたが、労働組合について直接規律する法律は戦前には結局制定されなかった。結局のところ、戦前においては、労働組合の団結権と労働争議権は法的な保障の段階に至らなかったと総括できる。

2 治安維持法による共産党系労働組合運動の弾圧

1925年に普通選挙制度が導入され、労農党などの無産政党が議会に進出できるようになった。このときに、反対勢力の根絶を目的とした治安維持法が1925年に同時に制定された。

当初の治安維持法は、「国体を変革し又は私有財産制度を否認することを目的として結社を組織し又は情を知りて之に加入したる者は十年以下の懲役又は禁固に処す。」と定められ、天皇制を否定する日本共産党をターゲットに制定するものであり、他の合法的な社会主義運動や社会運動には適用しないことが制定時に明言された。

治安維持法は、1928年緊急勅令により、厳罰化され、法定刑に国体変革行為の指導者につき最高刑を死刑にした。「結社の目的遂行の為にする行為」(目的遂行罪)を処罰する規定を設け、適用拡大の道具とされた。1935年改正企図が挫折するが、適用範囲は大幅拡大され、1941年全部改正で更に厳罰化が進み、結社を支援する結社、組織準備結社、宣伝も処罰することとされた。予防拘禁制度が導入され、非転向者は永久に拘禁できることとされた。

まず最初に弾圧されたのは共産党員と全協であった。対象範囲の拡大は、徐々に進められた。1920年ころから、国鉄においても、「大日本機関車乗務員会」ができ、1924年には「現業委員会」が結成された。1926年には「全日本鉄道従業員組合」が活動を始めたが、1927年に同組合が「労働農民党」支持を決定すると、当局の弾圧が厳しくなり、戦争終了まで合法的な労働組合は存在しなくなった(「国鉄労働組合40年史」5ページ)。

1928年3.15事件は、共産党がターゲットであったが、1929年4.16事件では、共産党の周辺組

織とりわけ共産党系の労働組合・全協と文化運動・コップに弾圧が拡大した。

1933年には、小林多喜二が拷問によって虐殺された。『一九二八年三月十五日』は、小林の命によって購われた、治安維持法の初の大規模適用の記念碑である。しかし、この拷問死を新聞は隠蔽した。

3 非共産党左派労働組合への弾圧

共産党系以外の組織への大規模な治安維持法の適用は1935年大本教事件から始まった。

1935年12月8日、京都府の綾部と亀岡にあった大本教の施設を、約500人の警官隊が襲った。罪名は不敬罪と治安維持法違反であった。捜索は6日間におよび、検束や出頭を命令された信徒は約3000人、987人が検挙され、318人が検事局送致、61人が起訴された。神殿は爆破され、図書館の図書は燃やされた。特高による激しい拷問で起訴された61人のうち16人が死亡した。神殿の破壊にはダイナマイトが使われ、その蔵書も全て燃やされたという。この物理的な破壊のすさまじさが、大本教が邪宗であり、天皇制を奉じない邪教は撲滅するのだという、政府の意思を国民に印象づけた。1942年7月31日、高野綱雄裁判長は「大本は宇宙観・神観・人生観等理路整然たる教義を持つ宗教である」として、治安維持法関係全員無罪の判決を言い渡したがほとんど報道されなかった。

この明治憲法下においても、法の解釈の範囲を超え、無罪を言い渡されたえん罪事件というべき事件の捜査を指揮した内務省の唐沢俊樹警保局長は戦後公職追放されるが、追放解除後、自民党から衆議院議員となり、岸内閣で法務大臣を務めた。

1937年人民戦線事件では労農派の教授たちと合法左翼労働組合全評が狙われた。日中戦争が始まった直後に当たる1937年12月15日、コミンテルンの反ファシズム統一戦線の呼びかけに呼応して日本で人民戦線の結成を企てたとして労農派系の大学教授・学者グループが一斉検挙された。第一次検挙では、代議士の加藤勘十・黒田寿男をはじめとして山川均・荒畑寒村・鈴木茂三郎・岡田宗司・向坂逸郎・大森義太郎など446人が検挙された。1938年2月1日の第二次検挙では、大内兵衛・有沢広巳・脇村義太郎・宇野弘蔵・美濃部亮吉や佐々木更三・江田三郎など大学教授・運動家を中心に38人が検挙された。

いずれも「国体変革」「私有財産否定」を目的としたとして治安維持法で起訴され、多く（第二次検挙で逮捕された教授グループは全員）は、1944年9月2日の二審判決で無罪が確定している。加藤・鈴木・山川らには有罪とされたが、敗戦で治安維持法が廃止されたため、1945年には免訴となっている。この事件は、日本共産党とその周辺に限定されていた治安維持法の適用範囲が、非共産党のマルキスト・社会主義者全体に及ぶこととなったことを示している。加藤勘十が委員長を務めていた日本無産党とその系列労組である日本労働組合全国評議会は、結社禁止処分となり解散させられた¹。国労の友誼組合である「東京都市交労働組合」は、全評に属していたが、この時の弾圧で機能を停止し、解散に追い込まれた。

無産党は共産党と一字違い等として検挙されたと云われる。また、当時のコミンテルン（共産主義インターナショナル）議長ゲオルギ・ディミトロフ（後のブルガリア首相）が反ファシズム人民戦線を呼びかけ、1936年には、フランスやスペインで人民戦線政府が樹立されていた。このような国際情勢を受け、幅広い反ファシズム戦線を構築することが、「窮極のところ」共産党の目的を遂行することになるという論理で、検挙がなされたのである。そして、このような検挙は、無産政党の中の右派である社会大衆党が日本無産党と共闘することを阻止し、社会大衆党が政府の進める戦争に協力していく道筋を歩むこととなる大きなきっかけともなった。治安

¹ 前掲『日本政治裁判史録 昭和・後』「人民戦線事件」（小田中聰樹執筆）273ページ

維持法は、ファシズムに抵抗する合法的な政治勢力の共闘を阻むための道具へと進化したのである。

4 治安維持法と共謀罪の共通性

共謀罪法案には現代の治安維持法と呼ぶことのできる、強い濫用の危険性が潜在している。治安維持法と共謀罪は、団体の構成員を処罰しようとする団体規制法であるという点で共通している。処罰範囲が拡大され、不明確になり、拡大適用すれば、体制に抵抗する団体に対する一網打尽的弾圧を可能にする手段となりうる点も共通している。共謀罪は、処罰時期の前倒しそのものであるが、治安維持法における目的遂行罪、団体結成準備罪なども、処罰可能時期を早めるものであった。共謀罪は具体的な犯罪の準備が処罰条件とされているが、治安維持法は団体の結成・準備、目的遂行のための行為全体がすべて処罰対象とされている。

5 戦前における労働組合運動の最終的解体

全協と全評が解散を余儀なくされる中、最後に残っていた労働組合である総同盟(松岡駒吉会長)は、近衛首相の下で進められた新体制運動、大政翼賛会結成の政治状況の下で、1940年7月「自発的解消決議」を発して解散した。1940年11月には「大日本産業報国会」が結成された。1943年6月には日雇い労働者を組織した「大日本労務報国会」が結成された。これらは総力戦体制に組み込まれた、労働者を国策のために動員するための組織であった。大日本産業報国会はGHQによって解散が命じられるまで、戦後も存続した。

第3 戦後改革の柱は労働組合運動の合法化と労働三権の尊重

1 15年戦争の敗北とポツダム宣言の受諾

日本の戦後の歴史を規定しているものは、ポツダム宣言の受諾である。ポツダム宣言の受諾こそが日本の戦後の国のかたちを作った。ポツダム宣言の受諾は日本政府の非武装化を意味した。1945年7月26日に米・英・中の三か国が発した「ポツダム宣言(抄)」を確認しよう。

「日本が、無分別な打算により自国を滅亡の淵に追い詰めた軍国主義者の指導を引き続き受けるか、それとも理性の道を歩むかを選ぶべき時が到来したのだ。

(中略)

日本国民を欺いて世界征服に乗り出す過ちを犯させた勢力を永久に除去する。無責任な軍国主義が世界から駆逐されるまでは、平和と安全と正義の新秩序も現れ得ないからである。

第6条の新秩序が確立され、戦争能力が失われたことが確認される時までは、我々の指示する基本的目的の達成を確保するため、日本国領域内の諸地点は占領されるべきものとする。

カイロ宣言の条項は履行されるべきであり、又日本国の主権は本州、北海道、九州及び四国ならびに我々の決定する諸小島に限られなければならない。

我々の意志は日本人を民族として奴隷化しまた日本国民を滅亡させようとするものではないが、日本における捕虜虐待を含む一切の戦争犯罪人は処罰されるべきである。日本政府は日本国国民における民主主義的傾向の復活を強化し、これを妨げるあらゆる障碍は排除するべきであり、言論、宗教及び思想の自由並びに基本的人権の尊重は確立されるべきである。

日本は経済復興し、課された賠償の義務を履行するための生産手段、戦争と再軍備に関わらないもの

が保有出来る。また将来的には国際貿易に復帰が許可される。

日本国国民が自由に表明した意志による平和的傾向の責任ある政府の樹立を求める。この項目並びにすでに記載した条件が達成された場合に占領軍は撤退するべきである。

我々は日本政府が全日本軍の即時無条件降伏を宣言し、またその行動について日本政府が十分に保障することを求める。これ以外の選択肢は迅速且つ完全なる壊滅があるのみである。」

2 ポツダム宣言を受けて日本政府がやったことは、機密重要書類の焼却であった。

政府は1945年8月14日に、ポツダム宣言を受諾したが、同日「機密重要書類焼却の件」を閣議決定した。戦争はなかったものにしようと、戦争に関する一切の資料を焼却して、自ら開始した戦争を歴史から消し去ろうとした。軍と官僚による戦争の証拠隠滅である。占領軍GHQの調査が始まるまえに、焼却を急いだのである。そして、軍関係、裁判所、町村役場、学校、地域では、数日をかけて重要書類を焼却、廃棄した。治安維持法違反事件の判決なども焼却された。

3 軍と秘密警察は解体された

9月2日米艦ミズーリ号上において重光葵外相が降伏文書に調印した。ポツダム宣言によって軍は解体された。戦後改革の第1は軍の解体であった。アメリカを中心とする連合国は、日本の侵略戦争とファシズムの根源を断つため、まず非軍事化を強力に進めた。

帝国陸軍と海軍の解体、軍需産業の生産停止、軍国主義者の公職追放、修身・歴史教育の禁止、国家と神道の分離などが進められた。

4 昭和天皇の平和国家宣言

昭和天皇は、降伏文書調印の2日後9月4日の帝国議会開院式の勅語で「朕は終戦に伴ふ幾多の艱苦を克服し国体の精華を発揮して信義を世界に布き平和国家を確立して人類の文化に寄与せむことを冀ひ」と述べ、戦後日本がめざすべき国家像を「平和国家」だと宣言した。

この発言は、自らの戦争責任を免れるための占領当局に対するアピールとも受け取れるが、ポツダム宣言に意味を正確に理解したものであったと評価することができるだろう。

5 自由の回復 治安維持法と軍機保護法の廃止と特高警察の解体

まず、新聞の自由が回復された。連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）は、1945年9月24日に「新聞界の政府からの分離に関する覚書」、同9月27日に「新聞および言論の自由に関する追加措置」（ただし29日付）を発し、これにより新聞紙法は事実上失効した。哲学者の三木清が、9月26日に豊多摩刑務所で死亡したことが報道され、GHQは治安維持法違反の政治犯が囚われたままであるという事実衝撃を受ける。

しかし、日本政府は自主的には治安維持法の廃止や特高警察の解体などは行わず、1945年10月の段階においても、岩田宙造司法大臣は「司法当局としては、現在のところ政治犯人の釈放の如きは考慮していない」と断言していた。岩田は予防拘禁されている者も含めて釈放の意思はないと外国人記者に言い放っていた。

フランス人ジャーナリストのロベール・ギランらの努力により、多くの日本共産党員が豊多摩刑務所内の予防拘禁所に拘禁されていることが明らかになった（『東京発特電』）。

6 1945 (昭和 20) 年 10 月 4 日には「政治的、公的及び宗教的自由に対する制限の除去の件 (覚書)」が発せられた

1945 (昭和 20) 年 10 月 4 日、GHQ が、自由を抑圧する制度を廃止するよう命じる指令を発した。正式には「政治的、公的及び宗教的自由に対する制限の除去の件 (覚書)」という。「人権指令」とも呼ばれる。この指令は、思想、信仰、集会及び言論の自由を制限していたあらゆる法令の廃止、内務大臣・特高警察職員ら約 4,000 名の罷免・解雇、政治犯の即時釈放、特高の廃止などを命じていた。

東久邇宮内閣はこの指令を実行できないとして、翌 5 日に総辞職した。つぎの幣原内閣では、この指令に基づき共産黨員など政治犯約 3,000 人を釈放、治安維持法など 15 の法律・法令を廃止した。

戦前の法制で廃止するものについて、この指令の中で説明されている。

一、政治的、公的、宗教的自由に対する制限並に種族、国籍、信教乃至政見を理由とする差別を除去する為日本帝国政府は

a、左の一切の法律、勅令、命令、条例、規則の一切の条項を廃止し且直に其の適用を停止すべし

(一) 思想、宗教、集会及び言論の自由に対する制限を設定し又は之を維持せんとするもの 天皇、国体及日本帝国政府に関する無制限なる討議を含む

(二) 情報の蒐集及公布に関する制限を設定し又は之を維持せんとするもの

(三) 其の字句又は其の適用に依り種族、国籍、信教乃至政見を理由として何人かの有利又は不利に不平等なる取扱いを為すもの

治安維持法・予防拘禁制度と軍機保護法・国防保安法、宗教団体が廃止された

b、前項 a に規定する諸法令は左記を含むも右に限定せられず

(1) 治安維持法

(2) 思想犯保護観察法 (3) 施行令

(4) 保護観察所官制

(5) 予防拘禁手続令 (6) 予防拘禁処遇令

(7) 国防保安法 (8) 施行令

(9) 治安維持法の下に於ける弁護士指定規程

(10) 軍用資源秘密保護法 (11) 施行令 (12) 施行規則

(13) 軍機保護法 (14) 施行規則

(15) 宗教団法

(16) 前記法律を改正、補足若くは執行するための一切の法律、勅令、命令、条例及規則

7 GHQ 5 大改革指令のトップは秘密警察の解体であり次が労働組合の結成奨励であった

1945 年 10 月 11 日、連合国軍最高司令官ダグラス・マッカーサーは当時の首相幣原喜重郎に対し、五大改革指令を命じた。

秘密警察の廃止／労働組合の結成奨励／婦人解放 (家父長制の廃止)／学校教育の自由化／経済の民主化 (財閥の解体、農地の解放) などが含まれた。特高警察の解体こそが、戦後史の要だったことがわかる。公安警察のトップであった北村滋氏が内閣情報官から国家安全保障局長にまで登り詰めたことは、極めて重要な歴史的意義を持っている。

8 官公労にも争議権を認めていた旧労働組合法

その後も、「日本労働者組織の取扱いについて」（1945年11月5日）、「日本労働統制法規の撤廃」（1945年11月10日）などの指令ないし指示がGHQから出された。

日本政府は、幣原内閣の発足前から、労務法制審議委員会を設けて、労働組合法制の検討を始めていた。

そして、1945年12月21日には早くも（旧）労働組合法が制定された（施行は1946年3月1日）。

この労働組合法は、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権が認められるに至り、官公吏については、警察・消防・監獄の職員を除き、その他の官公吏はすべて同法の適用を受けることとなった。使用者の団結権侵害には刑罰が科される仕組みとなっていた。

日本国憲法よりも前に労働組合法が制定されたこと、公務員にも労働三権が保障されていたことが重要である。

9 逆コースの始まり 2.1 ゼネスト中止と政令 201 号事件

1947年初頭には、米ソの冷戦の激化に伴って、対日政策も変化し、「逆コース」と呼ばれる方向性が明らかになってきた。二・一ゼネストがGHQによって中止になったことが逆コースの始まりとされる。

1948年8月7日には現業公務員及び非現業公務員の双方が参加するゼネストが予定された。1948年7月22日にGHQから公務員の労働権を制限する制度を求めたマッカーサー書簡が芦田均内閣総理大臣に発せられ、それを受けて同年7月31日に芦田内閣は政令 201 号を公布して、即日施行した。この政令 201 号の趣旨に沿って制定されたのが、いわゆる三公社五現業における労働関係を規定する公共企業体等労働関係法（1948年公布、1949年施行、略称は公労法）であった。労働条件に関する苦情処理、紛争調整の手続や、在籍専従者などを規定しているが、労働組合法・労働関係調整法などと異なり、争議行為の禁止、団体交渉権・団結権の制限が規定されている。

公労法は、その後国鉄、電電公社など公共企業体の民営化により、1987年国営企業労働関係法と改称された。さらに、2001年「独立行政法人」制度の導入に伴い、国営企業・独立行政法人労働関係法（正式名称「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」）と改められた。その後、改正や改称が行われ、2015年以降の法律名は「行政執行法人の労働関係に関する法律」となっている。

10 現行労働組合法の制定

1949年に全面改正された労働組合法は、労働組合の団結と争議活動に対して、刑事免責と民事免責を規定されているが、労働委員会による資格審査の制度が導入されていること、不当労働行為に対する科罰主義を原状回復主義に改めた。同時に労働関係調整法が制定された。新労働組合法は進歩的な性格を遺しているが、官公労に対して公務員法と公労法によって、ストライキ権がはく奪されている状態で、制定された点は忘れてはならない。

11 憲法 28 条と刑事・民事免責

日本国憲法 28 条は、労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権を憲法レベルで保障している。団体行動権には、労働組合による集会やビラ配布はもとより、ストライキの自由を含むと解されている。

労働組合法1条2項は「刑法第三十五条の規定（正当業務行為は、刑法の構成要件に該当しても、違法性がないとする規定）は、労働組合の団体交渉その他の行為であって前項に掲げる目的を達成するためにした正当なものについて適用があるものとする。但し、いかなる場合においても、暴力の行使は、労働組合の正当な行為と解釈されてはならない。」と定めている。

この規定は、労働組合による活動や争議権の行使によって、企業の経営に支障を生じさせたとしても、それが暴力を伴わないものであるときは、威力業務妨害や恐喝などの刑事責任を問うことはないということを示している。

第4 スト権ストとは何だったのか

1 揺れ動いた最高裁

戦後労働運動の牽引車は総評であり、とりわけ国労を中心とする官公労であった。官公労はストライキ権回復のための法廷内外での闘いを進めた。全通東京中郵事件など、官公労に対する争議権を奪っている状況の合憲性に異議を述べる最高裁判決も出されるようになっていた。

全通東京中郵事件の最高裁大法廷判決（1966年10月26日）について、説明する。1958年（昭和33）春闘の際、東京中央郵便局で全通の組合員が勤務時間内に職場を離脱して職場大会に参加したことが、郵便法第79条1項（郵便物不取扱罪）にあたるとして、組合役員がその教唆犯として起訴された。争点となったのは、郵政職員に適用される公共企業体等労働関係法第17条で禁止される争議行為を行った場合、労働組合法第1条2項（刑事免責規定）の適用が否定され、郵便法の罰則適用を受けるか否かが争われた。第一審は無罪、第二審は原判決を破棄差戻した。被告が上告したのに対し二審に破棄差戻した。この判決は、公共企業体等労働関係法第17条を憲法違反とまでは述べていないが、労働基本権を尊重する姿勢を示し、まず、労働基本権の合憲的制限の条件として、

- (1) 合理性の認められる必要最小限のものであること、
- (2) 職務または業務の停廃による国民生活への重大な障害を避けるために必要やむをえない場合であること、
- (3) 刑事制裁を科すことは必要やむをえない場合に限られるべきこと、
- (4) 以上の制限にはこれに見合う代償措置が必要であることを示した。

そのうえで、刑事制裁が科されるのは、

- (1) 政治目的の場合、
- (2) 暴力を伴う場合、
- (3) 国民生活に重大な障害をもたらす場合（たとえば長期スト）に限られるとしたのである。

このような、労働基本権尊重の流れは、1973年の公務員に関する全農林警職法事件（1973年4月25日）で覆され、「国民全体の共同利益」のためという抽象的な人権の制約原理を示し、公務員の地位の特殊性と職務の公共性を理由に、労働基本権の制約を承認する従来立場に復してしまった。

全通中郵判決も同じ日の別の職場に関する全通名古屋中郵事件判決（1977年5月4日）において、公務員は団体交渉権、争議権を憲法上当然に保障されているものではないとの判断を示すに至った。

2 最後の賭けだったスト権スト

ストライキ権の奪還がむづかしい状況の中で、官公労はスト権ストを構える中で、状況を転換しよう

とした。1975年11-12月には9日間のストライキが闘われたが、政府は交渉に応じず、ストライキ権を奪還することはできなかった。時は三木内閣、長谷川労働大臣も融和的で、何らかの譲歩案が出されると思われたが、自民党は、椎名＝中曽根ラインで固められ、ストライキは敗北した。その後、自民党は国鉄をたきつけて国労などに対して、202億円の損害賠償訴訟を提起させた。国鉄は、1976年2月国労と動労を被告としてストライキによる損害202億円(減収額262億円から経費節約額60億円と控除して得た額)の賠償請求を東京地方裁判所に提訴し、国労を経済的に追い詰める戦術をとるようになった。このスト権ストと引き続く損害賠償訴訟が、国鉄分割民営化への導火線となった。

第5 我々は何のために国鉄分割民営化に反対したのか

1 国家的不当労働行為を可能にした国鉄改革法

1985年ころから分割民営化の動きが吹き荒れ始めた。

国鉄改革法案23条は組合差別の不当労働行為を容認するものであった。

そして、国鉄を民間会社化するのであるから、労働基本権は当然回復される。そのため、官公労によってストライキが行われることを未然に防止するために、総評官公労、とりわけ国労の解体が目指されることとなった。

中曽根政権のもとで国鉄改革法案は成立し、1987年2月には国鉄改革法案23条によって北海道と九州で約7000人を超える国労などの組合員がJRに採用されなかった。当時国鉄分割民営化に反対する国民会議の一員として雪の北海道の苗穂工場に激励に行ったときのことを昨日のことに思い出す。

2 国労差別を跳ね返す

87年4月からはJR各社によるすさまじい国労解体を目的とした配属差別、脱退強要、出向差別など不当労働行為の嵐が始まった。当時は毎日のように打ち合わせをし、労働委員会に行っていた。差別はより巧妙なものとなり、その後も何年も続いたが、分割民営化の翌年88年2月に新宿車掌区事件で全国初の都労委命令を勝ち取ったときの嬉しさは今も忘れられない。

JR各社における賃金差別事件は和解により解決し、最近では国労に新しい組合員が加入したという組織拡大の嬉しいニュースに接する機会も増えた。そのような中で、すべての差別事件の根本をなしている採用差別事件の解決が待ち望まれてきたが、この闘争が和解解決できたことは、画期的な成果であった。

3 総評・国労の解体が目的

国鉄分割民営化には二つの目的があった。

一つは、戦後労働運動への攻撃であり、新自由主義的な雇用改革の先鞭であった。公共企業体を民営化する方針があり、そのためには、総評官公労を解体し、組合をつぶす、あるいはストライキのできない労働組合に変質させることがもくろまれたのだ。

国鉄組織を多くの組織にばらばらにすることで、採用差別を可能なものとし、戦闘的な労働運動を解体しようとしたのである。このような攻撃の中で、国労が組合員を減少させられたものの、組織を維持することができたこと自体が画期的な成果だった。しかし、ストライキをすることはむづかしくなった

ことは否めない。

4 国民の共有財産の解体と地方交通線の切り捨て

国鉄改革のもう一つの目的は、国民の共有財産の解体と地方交通線の切り捨てであった。北海道、四国、九州という独立では採算のとれないことがわかっている地域を別会社とし、経営の論理にもとづいて、国民の足としての国鉄路線をスクラップ化していくことがもくろまれたのである。三島基金の利子だけでは三島会社の経営が成り立たないことがわかってからも、まともな経営策は示されなかった。分割民営化から、30年が経過し、この政策の交通政策としての矛盾は、三島会社、とりわけJR北海道に集中的に現れている。そして、その中で、鉄路の安全性が脅かされている。労働運動の社会的な意義のひとつは、社会における安全の維持である。

第7 労働組合の解体と雇用の解体の進行

1 雇用の新自由主義改革のもたらしたもの

公営企業の民営化と同時に進められた労働者派遣法の数次に及ぶ改正によって不安定雇用が著しく拡大した。いまや、社会全体がセーフティネットを欠き誰もがいついかなる時にも「すべり台」を転落する社会構造となっている。労働市場から一度転落すれば、通常の労働市場に戻ることは難しく、容易にはい上がれない格差社会となっている。

このような競争社会では、自分も落伍者となるのではないかという根深い不安感が蔓延し、他者を敵と見なさざるをえない、ぎすぎすした社会となっていかなるをえない。

最近の労働相談にみられるパワーハラスメントの横行やうつ病・メンタルヘルスの悪化という労働社会の現実、民営化と派遣自由化など新自由主義的雇用改革が生み出した闇そのものといえる。

2 連合結成と労働組合運動の退潮

労働戦線の統一・連合結成は総評労働運動の解体と裏表の関係に立っている。

連合とは、企業内労働組合であり、ストライキをしない労働組合である。

連合の結成以降、労働組合の組織率は低下し、労働争議は激減している。

政府の調査によれば、2018年には、労働組合の組織率は17.0パーセントと報告されている。

² 2017年の労働争議は、「総争議」の件数は358件、争議行為を伴う争議はわずか68件とされている。総参加人員は132,257人となっている。1974年には総争議件数が10462件、争議行為を伴う争議が、9581件あったことと比較すると、争議行為を伴う争議が激減していることがわかる。

日本社会では、労働争議自体が極めて珍しい現象となっている。そして、労働争議を辞さない労働組合は存在を否認されつつある。それが関西生コン事件だ。

3 労働組合のない職場では何が起きているか

労働者は強まる競争の中で生き残るしかない。

² 厚生労働省 「平成30年労働組合基礎調査の概況」

賃金が一方的に切り下げられるようなことが起きる。
退職条件の切り下げが起きる。
何年働いても、昇給しない会社もある。
年休が取れない・ほとんど取れない職場がある。
時間外労働が無制限に続く。
過労死が起きる。
パワハラ、セクハラがあっても報復を恐れてどこにも訴えられない。
メンタルを病む者が増える。
そうした中で、不服を言う労働者は干されて、退職に追い込まれる。

第8 関西生コン支部はなぜ刑事弾圧されているのか

1 弾圧の実態

全日建関西地区生コン支部（以下生コン支部という）の事件は、労働組合のコンプライアンス活動が恐喝に、労働争議における説得活動が威力業務妨害罪に問われ、その共謀を理由として、交渉・争議行為の現場に一度も参加していない組合幹部や事業者も含め、2018年8月から2019年11月までに、のべ約70名が逮捕されている。いまなお、組合幹部については保釈が認められず、勾留が継続されている。

被告人の意見陳述の中で、ある組合員は、「正当な労働組合活動が、恐喝とか、威力業務妨害とか言われて犯罪扱いされているのが本件です。団体行動権を犯罪視する世の中に、労働組合イコール反社会的集団というレッテルを貼る世の中に持っていけるよう、私たちの活動が利用されていると感じます。もし団体行動が犯罪扱いされるのであれば、団体交渉で決裂することもできなくなり、会社の言いなりになるしかなく、団体交渉権も力を奪われます。そうすると労働組合に力がなくなり、労働者は弱い立場でいいようにされるだけになります。」と述べた。

2 ストライキへの賛同を求める説得活動が威力業務妨害とされている

さまざまな事件が罪に問われているが、たとえば大阪の事件は、生コン支部の労働組合員が、2018年9月と10月に、セメントのサービスステーションでセメント運搬車の輸送を妨害したとされ、威力業務妨害の容疑で起訴されている。

3 関西生コン支部とはどんな組合か

生コン支部は、生コンクリート産業やその関連産業に従事している労働者で組織された産業別労働組合である。生コン協同組合の加盟会社あるいはその下請けの運送業者で雇用されている労働者が組合員の大半である。2019年で結成から55年になる。

日本では労働組合は企業別で結成され、「企業内労働組合」が圧倒的に多い。産業別労働組合は珍しいが、生コン支部以外にも、全港湾、海員組合などがある。

生コン業界においては、原材料のセメントの製造と建設工事を行うゼネコンは大企業であるが、セメントに水と砂、砂利などの骨材を混ぜて生コンを製造する工程は中小の生コン企業によって作られている。生コンを買うゼネコンの力が強く、安価に買ったたかわれてきた。生コン支部は、中小生コン業者が集まって協同組合を結成するように促し、共同受注・共同販売の事業によって、力関係で優位に立つゼ

ネコンとの間で対等かつ適正価格での取引と生コンの品質を確保することを目的としてきた。

価格競争が激化すると、不良な骨材を用いたり、過剰に加水した粗悪品のコンクリートが作られ、耐震性の不足した建物や土木構造物を生み出し、市民生活の安全にも大きな影響を及ぼしかねない。

生コン支部の労働運動は、大資本であるセメントメーカーやゼネコン中心の経済や産業の仕組みを変え、労働組合と中小企業が団結して、大企業の収奪から生コン製造・運搬の業界全体を守ってきたといえる。その結果、関西における生コンの価格は、1立方メートルあたり15000円から17000円の水準をキープし、東京などの他地域がゼネコンによって、トンあたり、11000円から12000円に買いたたかれているなかで、値崩れを防いできたのである。

そして、協同組合に加盟している会社の内、生コン支部と全港湾などの組合員が所属している会社の経営者で組織する大阪・兵庫生コン経営者会と生コン支部等の間で、産業横断の集团的な団体交渉が行われ、その交渉の過程で、生コンの価格が上がれば運賃を引き上げるとの約束が交わされていた。この約束を信じて生コン支部は協同組合に協力してきた。その後、協同組合の組織率が高まり、生コン価格が上昇したにもかかわらず、協同組合側は、いつまで経っても、約束した運賃値上げと組合員の賃上げを実施しなかった。

そこで、関西生コン支部は、約束されたセメント輸送、生コン輸送の運賃を引き上げることと大阪広域生コン協同組合の組織運営の民主化を求めて2017年12月近畿地方一円で無期限ストライキに立ち上がった。滋賀、京都、奈良、和歌山の生コン協同組合、バラセメント輸送協同組合、生コン輸送協同組合などは、組合側の要求を大筋で受け容れ、ストライキは4日で終息した。

関西地方での生コン事業の市場支配力をもち、生コン価格の決定の鍵を握る力をもち、ときにストライキを辞さない姿勢で活動を持続してきた生コン支部の労働組合活動は、異質なものであり、生コンを安く買いたいゼネコン企業にとっては、彼らは、自らの利潤追求の直接の障害物であるとみなされたのであろう。

そして「大阪広域生コン協同組合」は回答すら示そうとしなかった。そして、ストライキは威力業務妨害であるとし、「連帯ユニオン関生支部を業界から一掃する」と宣言した。協同組合の執行部は、瀬戸弘幸氏らヘイトスピーチを繰り返してきた団体と結託し、争議現場で、彼らに挑発行為をさせ、衝突を演出し、これをネット配信することで、生コン支部は組織犯罪集団であるというキャンペーンを始めた。他方で、生コン支部と労使関係を維持しようとする事業者を生コン製造の割り当てから外し、生コン支部との交渉そのものを否定するようになったのである。

(この事件の詳細については、連帯ユニオン編『ストライキしたら逮捕されまくったけどそれってどうなの?』(旬報社)と『労働法律旬報』1927号の特集「労働者の団結権・団体行動権 ―憲法28条の意義」を参照されたい。)

第9 労働運動の現代的な再生のために

○時代は変わっても、労働契約の非対称性・資本と労働の従属関係の基本構造は変わらないはず。

○イギリス、アメリカ、フランスなどで、新しい労働運動が活発化している。

○新自由主義のもとで、非正規、派遣だけでなくライドシェアのように雇用形態すらとらない働き方が蔓延している。

○ますます、労働者の団結がむつかしくなっている。

○企業別を乗り越えなければ、真の労働運動は作れない。日本の労働運動は基幹産業における産業別の労働運動をつくることができなかった。戦闘的に闘ったのは官公労で民間は企業別という構造を変えられなかった。

○関西生コンの労働運動は、局限された産業と地域ではあるが、この枠を打ち破っているので、資本側から見て、最も危険な労働組合であったといえる。

